

産業廃棄物等の 処理を適正に行うために

「福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例」
が平成16年4月1日から施行されます。



平成15年度 猪苗代湖・裏磐梯湖沼フォトコンテスト入賞作品「桧原湖岸に咲く」
(月館町 管野 修さん撮影)

美しい福島の環境を未来の世代へ継承するために

はじめに

- 私たちは、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会のあり方や私たち自身のライフスタイルを見直し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の実現を図ることが求められています。
- しかし、県内では、首都圏などからの廃棄物が不法投棄されたり不適正に処理されるといった事案が後を絶たず、年々悪質巧妙化しています。また、小規模な産業廃棄物処理施設の維持管理や産業廃棄物処理施設の設置に対する県民の不信や不安感、搬出された汚染土壌や大量に保管されている使用済タイヤの取扱い等の問題があります。
- これらの諸問題を可能な限り解決し、廃棄物処理法を補う観点から、「福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例」を制定しました。
- 今後は、廃棄物処理法と条例の適正な運用を図り、産業廃棄物等の適正処理を促進して県民の生活環境を保全し、美しい福島の環境を未来の世代へ継承するように努めてまいります。

なお、本条例は郡山市及びいわき市を除く（汚染土壌については福島市も除かれます）県内全域に適用されます。

県民の方へ

1 県民の責務（第5条）

県が実施する産業廃棄物等の適正な処理に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

2 土地を所有、占有又は管理している方の土地の適正管理等（第43条）

所有等をしている土地に廃棄物が不法投棄されないように、適正な管理に努めなければなりません。

産業廃棄物等を排出する事業者の方が必要となったこと

- 1 産業廃棄物管理責任者の設置（第6条第2項）
- 2 産業廃棄物管理計画の作成、県への提出、実施状況の報告（第7条）
- 3 産業廃棄物の処理に係る帳簿の備え付け（第8条）
- 4 事業場以外の場所に産業廃棄物を保管しようとする場合の届出（第9条）
- 5 自社産業廃棄物を事業場外で自ら処理する場合の産業廃棄物処理票の交付（第12条）
- 6 産業廃棄物を運搬する場合の表示（第19条第2項）
- 7 汚染土壌を処分する場合の処分方法、処分基準、委託基準の遵守（第45～47条）
- 8 使用済タイヤを保管する場合の届出、保管基準の遵守（第57、58条）

産業廃棄物収集運搬業者の方が必要となつたこと

産業廃棄物を運搬する場合の表示(第19条第1項)

産業廃棄物処分業者の方が必要となつたこと

- 1 県外産業廃棄物を県内で処分する場合の事前届出、処分実績の報告(第14~16条)
- 2 県内産業廃棄物と県外産業廃棄物の分別保管(第21条)
- 3 汚染土壌を処分する場合の事前届出、処分実績等の報告(第49~51条、53条)
- 4 汚染土壌と産業廃棄物との分別保管(第52条)

産業廃棄物の処理施設を設置する方が必要となつたこと

- 1 合意形成の努力、協定締結の努力(第23条第1、2項)
- 2 設置許可後進捗状況の定期的な周知(第23条第3項)
- 3 長期間工事未着手の施設に係る届出(第25条)
- 4 維持管理に関する情報の積極的な提供(第27条)
- 5 産業廃棄物の処分状況の報告(第28条)
- 6 異常事態が発生した場合の通報、措置状況の報告(第29条)
- 7 埋立処分する産業廃棄物の一部保管(第30条)
- 8 産業廃棄物処理施設の廃止等の届出に係る書類の添付(第31条)
- 9 産業廃棄物指定処理施設(小規模な焼却炉等)を設置する場合の許可申請(第32条)、処理責任者の設置(第6条第1項)

◀各制度の詳しい内容については、
中のページをご覧ください。



1 県民の方へ

土地を所有、占有又は管理している方の土地の適正管理等

- 所有等をしている土地に廃棄物が不法投棄されないように、適正な管理に努めなければなりません。
- 所有等をしている土地に不法投棄が行われたことを知ったときは、速やかに各地方振興局等の関係機関に通報しなければなりません。
- 所有等をしている土地に不法投棄が行われたときは、再発を防止等するためロープを張るなど容易に対処できる措置をするよう努めなくてはなりません。
- 不法投棄を未然に防止するため県が講じる措置に協力しなければなりません。

2 産業廃棄物を排出する事業者の方が必要になったこと

1 産業廃棄物管理責任者の設置

- 産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、産業廃棄物管理責任者を置いてください。

2 産業廃棄物管理計画の作成、県への提出、実施状況の報告

- 前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1000トン未満の事業場を設置している場合、産業廃棄物管理計画（産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画）を作成し、6月30日までに提出してください。
- 提出した計画の実施状況について、翌年度の6月30日までに報告してください。

3 産業廃棄物の処理に係る帳簿の備え付け

- 事業場ごとに帳簿を備付け、排出する産業廃棄物をいつ、どのように処理したか記載してください。
- 帳簿は、1年ごとに閉鎖し、5年間保存してください。

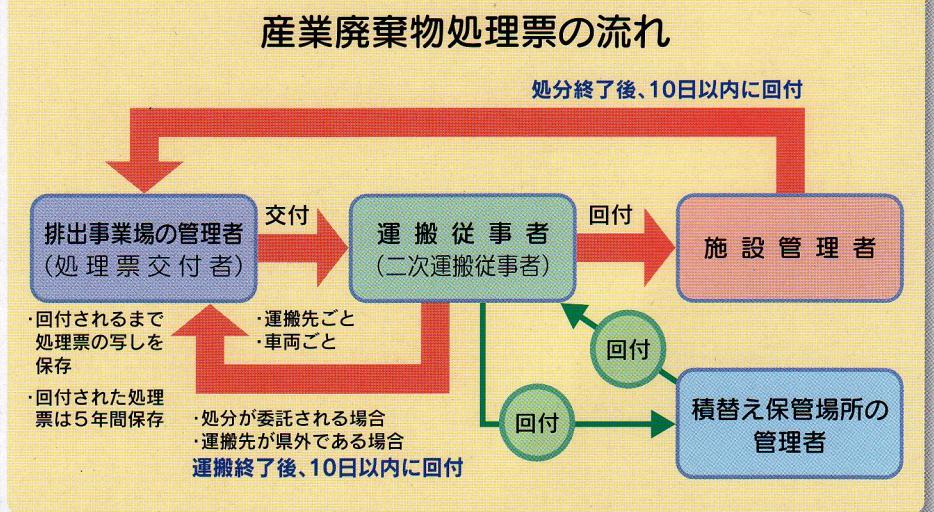
4 事業場以外の場所に産業廃棄物を保管しようとする場合の届出

- 産業廃棄物を自ら運搬して排出する事業場以外の場所に保管する場合、事前に届出をしてください。
※すでに、事業場外に保管をしている方は、平成16年4月30日までに届出をしてください。

5 自社産業廃棄物を事業場外で自ら処理する場合の産業廃棄物処理票の交付

- 自社の産業廃棄物を排出事業場外で自ら処理する場合、産業廃棄物処理票を交付し、その処理行程を明らかにしてください。

産業廃棄物処理票の流れ



6 産業廃棄物を運搬する場合の表示

- 自社の産業廃棄物を自ら運搬する場合、
 - ・産業廃棄物を運搬中であること
 - ・事業者名を車両側面の見やすいところに表示してください。



8 使用済タイヤを保管する場合の届出、保管基準の遵守

- 使用済タイヤを屋外で500本を超えて保管しようとする場合、保管する目的、保管する数量等について事前に届出をしてください。
※すでに保管されている場合は、平成16年4月30日までに届出をしてください。
- 使用済タイヤを保管する場合、周囲に囲いを設け、保管場所である旨の掲示板を設けるなど保管基準を守ってください。



7 汚染土壤を処分する場合の処分方法、処分基準、委託基準の遵守

- 産業廃棄物最終処分場等で処分してください。
- 汚染土壤の飛散、流出等を防止するとともに、積替え、保管は行わないでください。
- 処分先の所在地、施設の処理能力、契約の有効期間等が記載された委託契約を書面で締結してください。

3 産業廃棄物収集運搬業者の方が必要となつたこと

産業廃棄物を運搬する場合の表示

- 産業廃棄物を収集運搬する場合、
 - ・産業廃棄物を収集運搬中であること
 - ・事業者名
 - ・県の許可番号を車両側面の見やすいところに表示してください。



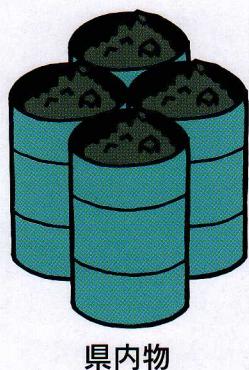
4 産業廃棄物処分業者の方が必要となつたこと

1 県外産業廃棄物を県内で処分する場合の事前届出、処分実績の報告

- 県外の産業廃棄物を県内で処分する場合、処分しようとする30日前までに、搬入を開始しようとする年月日、受託する産業廃棄物の種類、量等について届出をしてください。
※平成16年4月30日までに搬入をされたい方は、予め届出をしてください。
- 県外物の処分実績について、翌年度の6月30日までに報告してください。

2 県内産業廃棄物と県外産業廃棄物の分別保管

- 産業廃棄物を処分するにあたり、保管する場合は、県内の産業廃棄物と県外の産業廃棄物を分別して保管してください。



3 汚染土壤を処分する場合の事前届出、処分実績の報告

- 汚染土壤を県内で処分する場合、処分しようとする30日前までに、搬入を開始しようとする年月日、受託する汚染土壤の予定数量、汚染土壤に含まれる特定有害物質等について届出をしてください。
※平成16年4月30日までに搬入をされたい方は、予め届出をしてください。
- 処分実績について、処分が終了した日の翌月末日までに報告してください。
- 年間の処分状況について、翌年度の6月30日までに報告してください。

4 汚染土壤と産業廃棄物との分別保管

- 汚染土壤を処分するにあたり、保管する場合は、汚染土壤と産業廃棄物を分別して保管してください。



5 産業廃棄物の処理施設を設置する方が必要となつたこと

1 合意形成の努力、協定締結の努力

- 産業廃棄物の処理施設を設置しようとする方は、その計画の段階から地域住民に対して説明会を開催するなど積極的に周知し、合意形成を図るよう努めなければなりません。
- 関係団体から環境保全協定等の締結を求められた場合は、誠実に対応するように努めなければなりません。

2 設置許可後進捗状況の定期的な周知

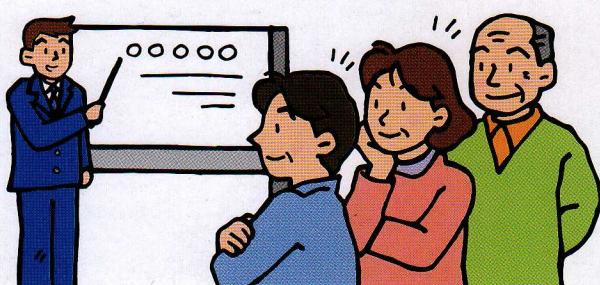
- 設置許可を受けてから、工事が完了するまでの間、その進捗状況について、地域住民に対して、定期的に(年1回以上)周知するように努めなければなりません。

3 長期間工事未着手の施設に係る届出

- 設置許可を受けてから1年以内に工事に着手しない場合は、工事未着手の理由、貸借対照表等の経理的基礎に関する資料等を提出してください。
※平成15年3月31日以前に設置許可を受けて、工事に着手していない場合は、平成16年4月1日に同様の資料等を提出してください。

4 維持管理に関する情報の積極的な提供

- 産業廃棄物の最終処分場、焼却施設を設置されている方は、その施設の維持管理に関する情報を、地域住民や関係団体に対して積極的に提供するよう努めなければなりません。



5 産業廃棄物の処分状況の報告

- 1年間に処分した産業廃棄物の種類、量等について、翌年度の6月30日までに報告してください。

6 異常事態が発生した場合の通報、措置状況の報告

- 産業廃棄物の処理施設から、産業廃棄物が流出する等の異常な事態が発生した場合は、直ちに施設の運転を停止して県に通報するとともに、流出した産業廃棄物の回収等講じた措置について報告してください。

7 埋立処分する産業廃棄物の一部保管

- 燃え殻、汚泥、ばいじんを埋立処分する場合は、委託者及び種類ごとに(自社の物であれば種類ごとに)、種類、処分年月日、排出事業者名等を表示した透明な容器にその一部を納めて保管してください。
- 保管する容器はその施設に備え置き、生活環境保全上の利害関係者に閲覧させてください。



8 産業廃棄物処理施設の廃止等の届出に係る書類の添付

- 最終処分場を除く産業廃棄物の処理施設を廃止、休止する場合は、施設内に処理すべき産業廃棄物が残存していないこと、飛散流出していないことが分かる写真等を添付して届け出を行ってください。



9 産業廃棄物指定処理施設を設置する場合の許可申請、処理責任者の設置

- 廃棄物処理法の許可対象とならない産業廃棄物の処理施設(小規模な焼却施設、堆肥化施設等)を新たに設置して処分業を営む場合や、事業場外に設置する場合、事前に許可を受けてください。
※すでに、設置されている場合は、平成16年4月30日までに届出をしてください。
- 指定処理施設には、廃棄物処理法と同等の構造基準、維持管理基準が適用されます。ただし、すでに設置されている施設については、1年間、基準の適用が猶予されます。
- 指定処理施設の設置者は、施設管理者を置いてください。

届出先及び問い合わせ先

機関名	所在地	電話番号	管轄する地域
県北地方振興局 環境グループ	〒960-8065 福島市杉妻町5-75	024-521-7539 (直通)	福島市 二本松市 伊達郡 安達郡
県中地方振興局 環境グループ	〒963-8540 郡山市麓山一丁目1-1	024-935-1502 (直通)	須賀川市 岩瀬郡 石川郡 田村郡
県南地方振興局 環境グループ	〒961-0971 白河市字昭和町269	0248-23-1420 (直通)	白河市 西白河郡 東白川郡
会津地方振興局 環境グループ	〒965-8501 会津若松市追手町7-5	0242-29-3908 (直通)	会津若松市 喜多方市 北会津郡 耶麻郡 河沼郡 大沼郡
南会津地方振興局 県民環境グループ	〒967-0004 南会津郡田島町大字 田島字根小屋甲4277-1	0241-62-2062 (直通)	南会津郡
相双地方振興局 環境グループ	〒975-0031 原町市錦町一丁目30	0244-26-1237 (直通)	原町市 相馬市 双葉郡 相馬郡
いわき地方振興局 県民生活グループ	〒970-8026 いわき市平字梅本15	0246-24-6203 (直通)	

発 行 者

福島県生活環境部 産業廃棄物対策グループ

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 電話 024-521-7264(直通)
 ホームページアドレス <http://www.pref.fukushima.jp/recycle/index.html>
 メールアドレス sangyou@pref.fukushima.jp